

事業主のみなさんへ
11月は「しわ寄せ」防止
キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。

大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

☎ 千葉労働局雇用環境・均等室
043(221)2307



町営住宅入居者募集

- 募集团地 栗山1戸 小田部3戸
- 間取り等 木造・平屋・長屋タイプ(6畳2間・台所・浴室・便所)※浴槽は入居者で設置
- 家賃 収入に応じて決定
- 申込期限 11月26日(木)
- 入居時期 令和3年1月下旬の入居を予定
- 選考方法 町営住宅入居者選考委員会に意見聴取の後に決定
- 入居資格 次の条件すべてにあてはまる方
 - ①町内に住所、または勤務場所がある
 - ②現に同居し、または同居しようとする親族がある(単身者は、60歳以上)
 - ③現に住宅に困窮している
 - ④収入が一定基準以下で、税金等の滞納がない
 - ⑤独立の生計を営み、かつ入居申込者と同等以上の収入がある連帯保証人がいる
 - ⑥入居申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと

☎ 申問都市建設課管理計画班 ☎84-1217

11月9日～15日 「秋季全国火災予防運動」

スローガン

その火事を

防ぐあなたに 金メダル

火災の発生しやすい季節を迎えるにあたり、みなさんの火災予防意識を一層高めるとともに、尊い生命や財産を奪う火災を防ぐことを目的としています。

11月25日～12月1日 「犯罪被害者週間」

犯罪被害者やその家族の方が、被害から立ち直り、再び平穏に過ごせるようになるためには、社会全体で支えていくことが重要です。

犯罪被害者や家族の尊厳が守られ、適切な配慮や支援がなされる社会を目指しています。

農地の出し手を募集中です

規模を拡大したい担い手に貸し付ける農地を探しています。農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念し、高収益作物等へ転換するなどの理由により、貸したい農地がある方は、農地のある市町村または、公益社団法人千葉県園芸協会(農地中間管理機構)にご相談ください。機構が農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いが機構が行います。

希望する受け手がいる場合もご相談ください。

地域の農地の一定割合を機構に貸す場合や、個人が一定の要件を満たす場合、協力金の交付が受けられます。

☎ 申問産業課農地整備班 ☎84-1215

☎ (公社)千葉県園芸協会農地部 ☎043-223-3011

※(公社)千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。

【農地中間管理事業の仕組み】

